

平成20年6月20日

全国知事会事務総長 殿

国土交通事務次官

直轄国道、一級河川の見直しの具体的な方向について

国土交通省においては、地方分権改革推進要綱（第1次）（平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定）に基づき、一般国道及び一級河川の直轄区間の見直しを行うこととしているので、別紙（「直轄国道、一級河川の見直しの具体的な方向」）について貴会の意見を求める。

なお、見直しの具体的な方向について貴会の意見を聞きながら取りまとめた後、個別の対象道路、対象河川について、関係地方公共団体と調整を行った上で具体案を得ることとしておりますので、併せてご連絡いたします。

（参考資料）

- 地方分権改革推進要綱（第1次）（平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定）（抄）
- 地方分権改革推進委員会の第1次勧告（平成20年5月28日）（抄）

直轄国道、一級河川の見直しの具体的な方向

国土交通省
平成20年6月



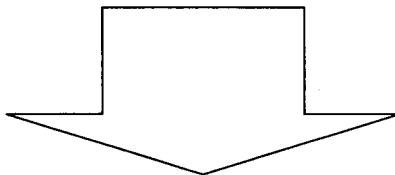
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

直轄国道の見直しの具体的な方向(1)

○基本的な考え方

- ・国民に対して、道路交通サービスを責任もって提供するためには、整備と管理を分離することは非効率であり、同一の主体が行うべき
- ・全国的に重要性の高い中核・根幹のネットワークについては、国が整備と管理に責任を持つべき

国と地方の役割分担の見直し



社会情勢の変化

○見直しの考え方

●国が責任を持つべき道路…(1)高規格幹線道路

- (2)県庁所在地等の重要都市間を効率的・効果的に連絡し、広域交通を担う道路
- (3)重要な港湾・空港と(1)、(2)の道路との間を効率的・効果的に連絡する道路

●都道府県等への移管対象となる道路…主に地域内交通を分担する道路

(直轄国道約21,500kmのうち15%程度が移管候補)

○見直しの手順

- ① 見直しの基準について、地方公共団体の意見を聞きながら取りまとめ
- ② 地方へ移管する個々の道路に関しては、関係地方公共団体と十分な調整を行った上で、関係都道府県等の意見を聞くなど手続きを踏んで移管
(関係地方公共団体の理解が得られるまで、固有名詞の公表は行わない)

直轄国道の見直しの具体的な方向(2)

直轄国道の要件 (合計: 約21,500km)

(1) 高規格幹線道路の区間

対応(案)

引き続き直轄管理

(2) 県庁所在地等の重要都市間を効率的・効果的に連絡する一般国道の区間

引き続き直轄管理

直轄区間要件の適用の厳格化

以下の要件に該当する区間が都道府県等への移管候補

基準① 同一都府県内に起終点がある区間

基準② バイパスの現道区間

基準③ その一部が都道府県等管理となっている路線の区間

基準④ その他重要都市の要件を厳格に適用する区間

→ 直轄国道約21,500kmのうち15%程度が移管候補

関係都道府県等の意見を聴いた上で移管

広域的な交通の状況や災害時における高速交通の代替機能等について十分配慮しつつ、都道府県等と調整

事業中の箇所もあることから、移管の時期や方法について検討

(3) 重要な港湾・空港と(1)、(2)を効率的・効果的に連絡する一般国道の区間

引き続き直轄管理

一級河川の見直しの具体的な方向(1)

○基本的な考え方

- ・ 河川の管理は、災害から国民の生命・財産・社会経済活動を守ること等を目的として行われるべきものであり、国は国民の安全、安心の確保について責任を持つべき

国と地方の役割分担の見直し



社会情勢の変化

○見直しの考え方

「地域の川は地方に任せる」との観点から、一つの都道府県で完結する一級河川については、できる限り都道府県に移管

ただし、以下の観点から国が責任を持つべき河川については、引き続き国が管理

○氾濫した場合に流域に甚大な被害が想定される水系

○広域的な水利用や電力供給のある、または全国的に価値の高い環境を保全すべき水系

○急流河川等の河川管理に高度な技術力が必要となる水系

⇒一つの都道府県で完結する一級水系53のうち40%程度が移管候補

※移管後の都道府県による河川管理について、国の補助金や地方財政措置等所要の措置が適切に講じられることが必要

○見直しの手順

- ① 見直しの基準について、地方公共団体の意見を聞きながら取りまとめ
- ② 地方へ移管する個々の河川に関しては、関係地方公共団体と十分な調整を行った上で、関係都道府県知事の意見を聞くなど河川法の手続きを踏んで移管
(関係地方公共団体の理解が得られるまで、固有名詞の公表は行わない)

一級河川の見直しの具体的な方向(2)

対応（案）

○一の都道府県で完結する53水系

⇒できる限り都道府県に移管

※移管後の都道府県による河川管理について、国の補助金や地方財政措置等所要の措置が適切に講じられることが必要

⇒ただし、以下のような観点から国が責任を持つべき河川については、引き続き国が管理

- 氾濫した場合に流域に甚大な被害が想定される水系
 - 広域的な水利用や電力供給のある、または全国的に価値の高い環境を保全すべき水系
 - 急流河川等の河川管理に高度な技術力が必要となる水系
- } 60%程度

⇒都道府県への移管候補は、40%程度

留意事項

- 個別河川の地方への移管に当たっては、
 - ①技術力、財政力等に不足のある団体に代わって国が整備を行う仕組み(いわゆる権限代行制度)の整備
 - ②現在直轄事業中の箇所もあるため、河川整備の進捗に対応した段階的な移管を行いうことが必要

- 水系の一貫管理の理念からすれば、国管理区間の間にある都道府県管理区間(いわゆる中抜け区間)のうち、河川管理上支障がある区間の直轄管理についても検討

参考資料

地方分権改革推進要綱（第1次）（平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定）（抄）

第2 地方分権のための制度・運営の改革の推進

1 重点行政分野の抜本的見直し

第1次勧告の第2章で委員会が示した課題認識を踏まえつつ、以下のとおり、各分野の制度・運営等の改革を推進することとし、個々の事項について具体化を進め、計画の策定に向けて所要の準備を進める。その際、計画の策定を待たず実施することができる事項については、この本部決定に基づき、政府として所要の施策をできるだけ速やかに実施する。個々の事項を実施するに当たっては、根拠となる法令を改正し、人員や財源等を国から移譲するなど必要な手当てを行うものとする。

（2）地域づくり分野関係

【道路】

- 一般国道の直轄区間については、主に地域内交通を分担する道路は都道府県が担い、国は全国的なネットワークの形成を図ることを基本として、第1次勧告の方向に沿って、指定を見直し、原則として都道府県に移管する。個別の対象道路については、関係地方公共団体と調整を行った上で、第2次勧告までに具体案を得る。

〔国土交通省〕

【河川】

- 一級河川の直轄区間については、第1次勧告の方向に沿って、引き続き国が管理する必要がある場合を除き、原則として一の都道府県内で完結する水系内の河川を都道府県に移管する。個別の対象河川については、関係地方公共団体と調整を行った上で、第2次勧告までに具体案を得る。

〔国土交通省〕

地方分権改革推進委員会の第1次勧告（平成20年5月28日）（抄）

第2章 重点行政分野の抜本的見直し

（2）まちづくり分野関係

【道路】

直轄国道の要件は、

- (1) 高規格幹線道路の区間
- (2) 県庁所在地等の重要都市間を効率的・効果的に連絡する一般国道の区間
- (3) 重要な港湾・空港と (1) (2) を効率的・効果的に連絡する一般国道の区間

とされているが、主に地域内交通を分担する道路は基本的に地方が担うべきであり、国は、それを補完することにより、全国的な交通ネットワークを形成すべきである。

上記の考え方沿ってこの要件を見直し、直轄国道の都道府県への移管を行うべきである。

これに関連する国の出先機関の見直しについてはさらに検討を進め、第2次勧告において結論を得る。なお、下記勧告による検討状況を踏まえ、直轄国道の都道府県へのさらなる移管を検討すべきである。〔国土交通省関係〕

- 直轄国道については、主に地域内交通を分担する道路は都道府県が担い、それを補完して国は全国的な交通ネットワークの形成をはかることを基本として、上記の要件の (2) 及び(3)を見直す。当面、これらの要件について、①同一都府県内に起終点がある区間、②バイパスの現道区間、③その一部が都府県等管理となっている路線の区間、④「都道府県庁所在地その他政治上、経済上又は文化上特に重要な都市」（道路法施行規則 第1条の2）の基準を厳格に適用し、原則都道府県庁所在地及び人口おおむね30万人以上の市を基本とすることにより対象外となる区間、の4種類の区間に該当するものについては、従前と同様の管理水準を維持するため財源等に関して必要な措置を講じたうえで、一般国道の位置付けを変えずに、原則として都道府県に移管する。

個別の対象道路については、地方自治体との調整を行った上で、第2次勧告までに具体案を得る。

【河川】

「地域の川は地方に任せる」との観点から、地域の河川の管理については、地方自治体が責任をもって担えるように見直し、一の都道府県内で完結する一級水系内の一級河川の管理権限の移譲を進めるべきである。これに関連する国の出先機関の見直しについてはさらに検討を進め、第2次勧告において結論を得る。また、河川流路が複数都府県にまたがる一級河川についても、関係都府県の調整が整えば、管理権限を国から移譲できるよう検討すべきである。 [国土交通省関係]

- 一の都道府県内で完結する一級水系内の一級河川の直轄区間については、従前と同様の管理水準を維持するため財源等に関して必要な措置を講じたうえで、一級河川の位置付けを変えずに、原則として都道府県に移管する。

その際、①氾濫した場合に流域に甚大な被害が想定される水系、②広域的な水利用や電力供給のある、または全国的に価値の高い環境を保全すべき水系、③急流河川等の河川管理に高度な技術力が必要となる水系であっても、国が管理する場合を極力限定する。個別の対象河川については地方自治体と調整を行った上で、第2次勧告までに具体案を得る。

なお、地方自治体がおおむね一の都道府県内で完結するものとして移管を要望する一級水系についても、同様の見直しを行うこととする。

注：点線枠囲みの中は「前提となる事実関係や地方分権改革推進委員会の課題認識」を明らかにしている部分であり、勧告事項は点線枠囲みの外の部分。（第1次勧告P10参照）